

# 令和元年度

## 私立幼稚園就園奨励助成金のおしらせ

神戸市では、私立幼稚園児の保護者負担を軽減するため、国の補助を受けて幼稚園の入園料・保育料の一部を助成しています。

本年10月より幼児教育・保育無償化が実施されることにより、私立幼稚園児の保護者負担軽減のあり方が変更するため、本助成金は本年9月末で終了となります。

内容をよく読んで必要書類の添付漏れが無いよう申請手続きをしてください。

### 1. 助成金の対象者

- ①私立幼稚園(神戸市以外の私立幼稚園も含む)に在園する
  - ②神戸市に住民票がある満3歳児～5歳児を持つ保護者。
- ※ただし、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園は、対象外。(園にお問い合わせください)
- ※園児の住民票が神戸市外にある場合、対象となりません。(住民票がある市役所にお問い合わせください)

5歳児	平成25年4月2日～26年4月1日生
4歳児	平成26年4月2日～27年4月1日生
3歳児	平成27年4月2日～28年4月1日生
満3歳児	平成28年4月2日以降生まれで満3歳の誕生日以降に入園した園児

### 2. 助成の基準と助成金額

次の表の金額と、保護者が負担する入園料・保育料を比較し、どちらか低い方を給付します。

#### (1) 助成金額表【1表・2表】

区分	基準 [令和元年度市民税額] (年額)	助成金額(平成31年4月～令和元年9月分)		
		第1子	第2子	第3子以降
A1	生活保護世帯	154,000		
A2	市民税非課税世帯 市民税所得割額がかかっていない 世帯(均等割額のみ課税)	136,000	154,000	
B	市民税所得割額が、77,100円 以下の世帯	93,600	123,500	154,000
C1	市民税所得割額が、119,000円 以下の世帯	31,100	92,500	154,000

区分	基準 [令和元年度市民税額] (年額)	第1子	第2子		第3子以降 (小学3年生までの 兄弟の中で)
			同時在園	小学1～3年 生の兄弟有	
C2	市民税所得割額が、211,200円 以下の世帯	31,100	92,500		154,000
D	市民税所得割額が、366,900円 以下の世帯	21,000	82,500	77,000	154,000
D2	市民税所得割額が、366,900円 を超える世帯	13,000	82,500	77,000	154,000

## (2) ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の助成金額表(特例)【3表・4表】

ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等のA2、B及びC1区分の世帯が対象です。

これら以外の区分のひとり親世帯等の助成金額は、前ページ記載の(1)助成金額表のとおりです。

区分	基準 [令和元年度市民税額] (年額)	助成金額(平成31年4月～令和元年9月分)		
		第1子	第2子	第3子
A2	市民税非課税世帯 市民税所得割額がかかっていない 世帯(均等割額のみ課税)	154,000		
B	市民税所得割額が、77,100円以下 の世帯	136,000	154,000	
C1	市民税所得割額が、119,000円以下 の世帯	108,500	154,000	

### 【注意事項】

◆表中の「市民税所得割額」とは、令和元年度の所得証明書類に記載されている市民税所得割額を示します。

記載箇所については、調書裏面を御覧ください。

**また、昨年度より政令指定都市の市民税・県民税の税率負担割合が変更になっております。詳細は【昨年度からの注意点】を参照ください。**

◆住宅借入金控除の適用がある場合は、市民税所得割額に住宅借入金控除額を加えた金額になります。

◆未婚の母(父)のため、税制上の寡婦(夫)控除の適用対象外になる方については、「寡婦(夫)控除のみなし適用に係る申立書」を別途提出していただくと、助成金額の基準となる市民税所得割が寡婦(夫)のみなし適用後の金額になります。

◆当該園児が兄弟姉妹から数えて何人目(第何子)かを確認のうえ、対応する助成金額を確認してください。

◆上記助成金額は本年4月から9月までの半年分です。年度途中での入園・退園の場合は、月数に応じて減額します。

## 3. 申請の流れ

申請の手続きは幼稚園を通じて行います。

### (1) 調書と添付書類を揃える。

#### 【全員必要な書類】

① **調書**(2人以上就園している場合は、それぞれの園児について調書、添付書類が必要です)

→調書記入要領を参照してください。(兄弟、在宅障害児(者)等について記入漏れが無いよう注意してください)

② **父母及び園児の扶養者の所得証明書類のコピー**(扶養・配偶者控除に入っている人と中学生以下は除く)。

ただし、生活保護受給者の場合は、生活保護適用証明書を提出してください。

所得証明書類は、具体的には次のi)～iii)のいずれかを提出してください。

i)市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(勤務先より配布)

ii)市民税・県民税 税額決定・納税通知書、課税明細書(各区市税事務所より送付)

iii)市民税・県民税 (所得・課税)証明書(区役所にて取得可)

※海外勤務等でない限り、これら以外の書類は受付できません。

→各様式及び各数字の調書への転記方法は、調書裏面の**所得証明書類見本**を参照してください。

③ **世帯員のうち、園児本人と生計を一にする者の健康保険証の写し**(配偶者などを含め、生計を一にする者全員のものがが必要です。)

**BE KOBE**  
神戸は、人の中にある。

【場合により必要な書類】

④ 次のケースに該当する場合には、必要書類を御準備ください。

◆その他審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

ケース	必要書類
市外発行の所得証明書類 ※1	住民票のコピー ※2
市外園在園	
海外所得者	以下の <u>全ての</u> 書類 ①住民票のコピー ※2 ②海外所得にかかる証明書(様式は幼稚園にあります) (②海外所得にかかる証明書の会社記入欄の証明については、会社独自の様式でも構いません。(日本語以外で表記されているものは、必ず和訳したものを添付してください。))
母子・父子家庭	以下の <u>いずれか</u> の書類 ①寡婦控除を記載した所得証明書類のコピー ②ひとり親家庭等医療費受給者証のコピー ③児童扶養手当証のコピー ④母子(父子)の戸籍全部事項証明書のコピー
婚姻歴の無いひとり親家庭(市民税所得割が課税されている者に限る)※3	上記「母子・父子家庭」の必要書類のほか、以下の <u>全ての</u> 書類 ①寡婦(夫)控除みなし適用に係る申立書 ②母子(父子)の戸籍全部事項証明書のコピー(上記「母子・父子家庭」ケースの添付書類として提出している場合は不要)
保護者又は保護者と同じの世帯に在宅障害児(者)等がいる世帯 ※4(イを除く)	以下①及び②～⑥の <u>いずれか</u> の書類 ①住民票のコピー ※2 ……………<必須> ②身体障害者手帳のコピー ③療育手帳のコピー ④精神障害者保健福祉手帳のコピー ⑤特別児童扶養手当受給者証のコピー ⑥公的年金の障害年金振込通知書のコピー } <該当するもの>
就学前の兄弟が保育所・認定こども園等に在籍している場合 ※5	兄弟の在籍する施設の証明をうけた入所証明書(様式は幼稚園にあります)
追加申請	【全員必要な書類】に加え、措置状況の証明書(様式は幼稚園にあります) ※同一の幼稚園に在園する園児が年度途中で神戸市に転入し、前住所地から助成金の交付を受けている場合には前住所地の助成金所管部署の証明が必要となります。

※1 平成31年1月1日時点で、保護者の所在地(住民登録)が神戸市外の場合は、神戸市(区市税事務所)では所得証明書類が発行できませんので、以前の居住地市町村にお問い合わせください。

※2 住民票のコピーは、生計を一にする者の世帯全員のものが必要です。

(H31.4.1以降かつ3か月以内に発行されたものを添付してください。)

注意

※3 平成30年12月31日及び令和元年度において、次のi～iiiのいずれかに該当する人です。

i 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚含む)にない母であり、扶養親族又は生計を一にする子を有している人

ii iであり、かつ扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の人

iii 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚含む)にない父であり、生計を一にする子があり、合計所得金額500万円以下の人

・「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限りです。

・現に事実上の婚姻と同様の事情にある方、税法上の寡婦(夫)控除を受けている方は対象外です

・生活保護受給者、非課税の方は対象外です。

・要件により所得控除額を26万円又は30万円とみなして計算します。また、合計所得金額が125万円以下の方は、非課税と同様の扱いとなります。

※4 保護者又は保護者と同じの世帯に属する者が以下に該当する世帯

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者

- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第130号)による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
  - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - エ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - オ 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
  - キ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の者に限る。)
- ※5 保育所・他の幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合

### (2) 幼稚園が定めた期日までに、調書と添付書類を揃えて幼稚園に提出する。

- ・提出期限については幼稚園にご確認ください。
- ・書類に不備や不足があった場合、幼稚園を通じてお知らせします。その際は、速やかな対応をお願いします。
- ・書類に不備や不足があれば、提出された書類の範囲での助成区分(ランク)判定になりますのでご注意ください。

### (3) ランクが変更になるような事由及び異動があれば園に報告する。

- ・調書提出後、修正申告等により令和元年度の市民税額が変更となった場合  
修正後の市民税所得割額が記載された所得証明書類を、速やかに幼稚園へ提出してください。  
※ただし、修正後の市民税所得割額、住宅借入金控除額によっては、助成区分(ランク)が変更しない場合もありますので、予めご了承ください。
- ・世帯状況の異動があり、助成区分(ランク)が変更になる場合  
「世帯状況変更申立書」と「世帯状況異動後の所得証明書」など必要な書類を、速やかに幼稚園へ提出してください。
- ・園児の住民票を神戸市外に異動された場合  
速やかに、幼稚園へ異動の旨をご連絡ください。

## 4. ランクの通知及び助成金の支給方法

ランクについては、幼稚園を通じて12月以降にご連絡します。助成金は、幼稚園を通じて支給されます。具体的な支給日・支給方法は、幼稚園によって異なりますので、各幼稚園にお問い合わせください。

## 5. 途中入園の場合の追加申請について

- (1) 5月以降の途中入園者については、保育料の支払月数に応じ、月割額計算式により交付します。(ただし、実際に支払った入園料・保育料が限度です)

### 【助成金額算定方法】

- ① 入園料: 入園料×在園(予定)月数\* ÷ 12ヶ月(本年度に入園料負担がない場合は算入しない)
- ② 保育料: 保育料(月額)×在園(予定)月数
- ③ 実際に負担する入園料・保育料: ①+②
- ④ 助成金単価: ランク支給上限額×在園(予定)月数\* ÷ 6ヶ月

\*在園(予定)月数は、本年4月～9月までの期間内で考えてください。

※③と④のうち、金額が低い方が助成金額として交付されます。

※前の幼稚園で神戸市から助成金の交付を受けていた場合等は、半年額(4～9月分)からの差額が交付金額となります。

- (2) 5月以降の途中入園者等については、提出書類は通常の申請に加えて、「措置状況の証明書」の提出が必要となります。措置状況の証明書の様式については、幼稚園にお問い合わせください。

助成金額や条件、提出書類等に関するお問い合わせは、**通園されている幼稚園**にお問い合わせください。